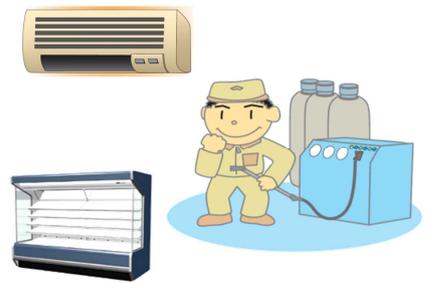


業務用エアコン・冷凍冷蔵機器をお持ちの皆様へ

フロン回収・破壊法が 改正されました！



地球温暖化とオゾン層破壊の原因となるフロン類(CFC、HCFC、HFCをいう)の排出を抑制するため、業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器*に充填されているフロン類の取扱いを規制するフロン回収・破壊法が改正(平成25年6月12日公布、平成27年4月1日全面施行)され、法律の名称が「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」に改められます。

改正法では、**業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器(第一種特定製品、以下「機器」という。)**からのフロン類の漏えい防止を図るため、**機器の管理者(ユーザー)には機器及びフロン類の適切な管理が求められます。**

*業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器(第一種特定製品)の例:

ターボ冷凍機、スクリュー冷凍機、冷凍冷蔵ユニット、輸送用冷凍冷蔵ユニット、冷凍冷蔵ショーケース、製氷機、冷水機、業務用冷凍冷蔵庫、パッケージエアコン、ガスヒートポンプ、チリングユニット、飲料用自動販売機 等

1 対象者

機器の管理者(機器の所有者その他機器の使用等を管理する者)が対象となります。

機器の所有及び管理の形態に対応する管理者は次のとおりです。

所有及び管理の形態(例)		「管理者」となる者
自己所有/自己管理の機器		機器の所有権を有する者
自己所有でない場合	リース/レンタル機器	機器のリース/レンタル契約において、管理責任(日常的な管理、故障時の修理等)を有する者
	ビル・建物等に設置された機器(入居者が管理しないもの等)	機器を所有・管理する者(ビル・建物等のオーナー)

(注) 管理業務を委託している場合は、当該委託行為を行うことが管理責任の行使に当たることから、管理業務の委託元である者が管理者となることが適当と考えられますが、その管理範囲に疑義がある場合はあらかじめ当事者間で整理する必要があります。

2 機器の設置と使用環境

機器の損傷等を防止するため、**適切な場所への設置、設置環境の維持保全が必要です。**

(1) 設置場所

- ① 周囲に機器及び配管等の損傷の原因となるような振動源がないこと
- ② 周囲に機器の点検及び修理を行うために必要な作業空間等が確保されていること

(2) 機器の使用と使用環境

- ① 機器の設置場所の周囲の状況の維持保全を行うこと
- ② 他の設備等を機器に近接して設置する場合は、機器の損傷や異常を生じないよう必要な措置を講ずること
- ③ 排水板、凝縮器・熱交換器等の汚れ等の付着物及び排水受けに溜まった排水を除去するなど定期的に清掃を行うこと

3 機器の点検

全ての業務用エアコン・冷凍冷蔵機器（機器）について、簡易点検が必要です。
また、一定規模以上の機器について、専門知識を有する者による定期点検が必要です。

(1) 簡易点検

対象機器	点検方法	点検頻度	点検実施者
全ての機器	目視確認 ・異音 ・外観の損傷、摩耗、腐食、さび、油漏れ ・熱交換器の霜の付着 等 冷蔵機器及び冷凍機器の場合には、目視検査に加え庫内温度の確認が必要	3ヶ月に1回以上 (季節毎の運転の負荷変動を考慮)	具体的な制限なし (管理者自らが実施することも可)

(2) 定期点検

対象機器と規模(原動機の定格出力)	点検方法	点検頻度	点検実施者
空調機器 (エアコン)	① 目視検査等 ② 直接法、間接法又はこれらを組み合わせた方法	1年に1回以上	専門知識を有する者 (十分な知見を有する者*)
50kW 以上 (中央方式エアコン等)	【直接法】 ・発泡法(発泡液の塗布) ・蛍光剤法(蛍光剤の注入) ・漏えい検知器	3年に1回以上	
7.5kW 以上 50kW 未満 (ビル用マルチエアコン、ガスヒートポンプエアコン等)	【間接法】 機器の運転値が日常値とずれていないか確認し、漏れの有無を診断	1年に1回以上	
冷凍機器 冷蔵機器			

※「フロン類の点検に関して十分な知見を有する者」としては、具体的には、以下のA～Cが考えられます。

- A: 冷媒フロン類取扱技術者((一社)日本冷凍空調設備工業連合会、(一財)日本冷媒・環境保全機構)
- B: 一定の資格等を有し、かつ、点検に必要な知識等の習得を伴う講習を受講した者
一定の資格等としては、例えば、以下の資格が挙げられます。
- ・冷凍空気調和機器施工技能士
 - ・冷凍空調技士(日本冷凍空調学会)
 - ・高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
 - ・高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械)
 - ・高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械以外、業務用冷凍空調機器の製造・管理の業務従事5年以上)等
- C: 十分な実務経験を有し、かつ、点検に必要な知識等の習得を伴う講習を受講した者



※**A～C以外でも該当する場合があります。**

詳細は、フロン排出抑制法Q&A集「十分な知見を有する者について」をご覧ください。

()

4 点検・整備の記録と保存

管理者は、適切な機器管理を行うため、点検や修理、冷媒の充填・回収等の履歴を機器毎に記録し、**機器を廃棄するまで保存する必要があります。**

記録事項	内容
基本的事項	管理者の氏名・名称、設置場所、フロン類の種類・数量 等
点検・修理に関する事項	点検／修理の実施年月日、実施者の氏名・名称、内容・結果、速やかな修理が困難である場合はその理由及び修理の予定時期 等
充填・回収に関する事項	充填／回収の実施年月日、実施者の氏名・名称、充填／回収したフロン類の種類・量 等

5 フロン類漏えい時の適切な対処

フロン類の漏えいが確認された場合は、可能な限り速やかに漏えい箇所の確認とその修理が必要です。

- ① 専門業者に依頼して漏えい箇所を特定
- ② 漏えい箇所を修理し、漏えいしないことを確認
- ③ **機器を修理しないままの充填は原則禁止**（漏えい箇所の特定や修理が著しく困難な場所に漏えいがある場合や、夏期の冷房、商品の保存・管理等のためにやむを得ない場合を除く）

6 フロン類の充填・回収

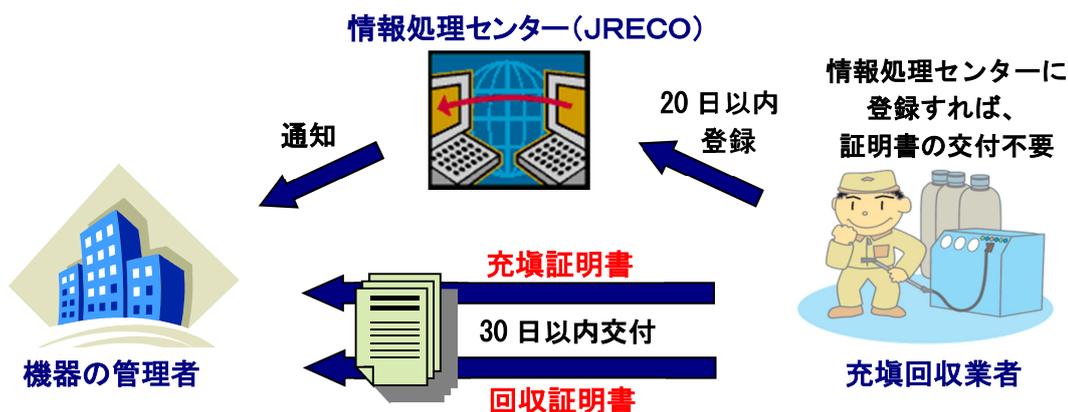
(1) 充填・回収の実施

機器のメンテナンスや修理時にフロン類を充填・回収する場合は（自社でフロン類を充填・回収する場合も含む）、第一種フロン類充填回収業者（以下「充填回収業者」という。）として都道府県毎に登録が必要です。

(2) 充填証明書・回収証明書の交付

充填回収業者が機器の整備時（新規設置時を含む）に、フロン類を充填・回収した場合は、機器の管理者に「充填証明書」や「回収証明書」を書面で交付することが義務付けられました。

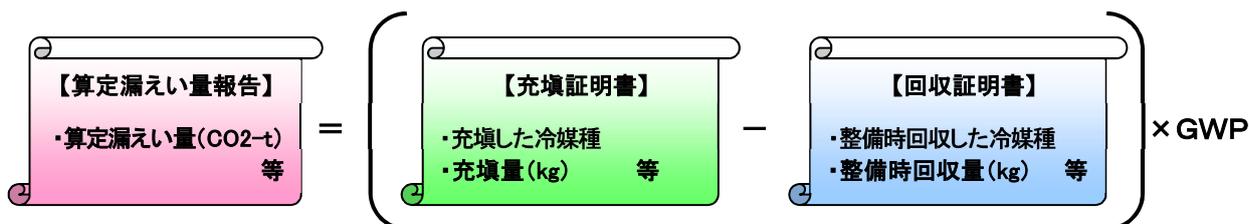
なお、充填回収業者が管理者の承諾を得て、充填・回収したフロン類の種類や量などを情報処理センターに登録した場合は、管理者へ電子ファイルで充填・回収量が通知されます。



7 フロン類の漏えい量報告

前年度のフロン類のCO₂換算漏えい量（算定漏えい量）が1,000 CO₂-t以上の事業者は、毎年度7月末までに国（事業所管大臣）への報告が必要です。なお、報告された内容は原則公開されることになります。

算定漏えい量(CO₂-t) = Σ (冷媒番号区分毎の((充填量(kg) - 整備時回収量(kg)) × GWP))



(経済産業省・環境省説明会資料抜粋)

(備考) フロン類の充填・回収の際に充填回収業者が発行する「充填証明書」及び「回収証明書」を元にフロン類の種類毎の地球温暖化係数（GWP）で換算し、算定漏えい量を算定します。

8 行程管理票

(1) 機器の廃棄時の対応

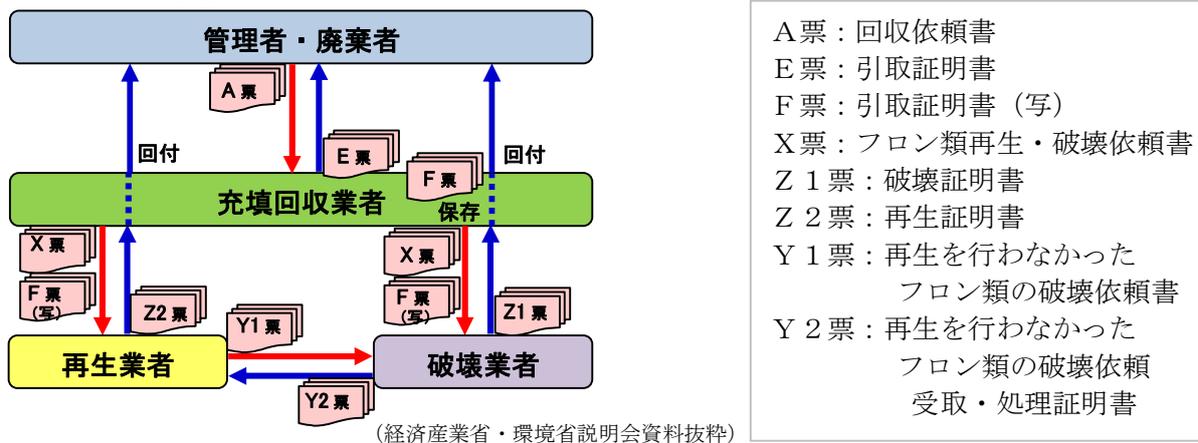
機器の廃棄の際、機器の所有者はフロン類の回収を充填回収業者（都道府県毎に登録）に依頼し、フロン類を引き渡す必要があります。また、その際に回収依頼書を交付しなければなりません。

- ① 「回収依頼書」を交付し、写しを保存（3年間）
- ② 充填回収業者が交付する「引取証明書」を保存（3年間）
- ③ 充填回収業者から回付された「破壊証明書」、「再生証明書」でフロン類の適正処理を確認

(2) 再生・破壊証明書（機器の整備時及び廃棄時）

フロン類の適正処理が容易に確認できるよう再生業者及び破壊業者に対し、「再生証明書」又は「破壊証明書」の交付が義務付けられました。（現行の行程管理票を拡張）

また、これらの証明書は、充填回収業者を経由して、機器の管理者（所有者）に回付されることになります。



※行程管理票（JRECO作成様式）に充填・回収証明書は含まれていません。

【フロン排出抑制法関連情報】

詳しい情報は、ホームページをご覧ください。（関連情報を随時更新）

兵庫県ウェブサイト：「兵庫の環境」→

フロン対策（改正フロン法）

【問い合わせ窓口】

名称	住所・電話番号	管轄市町
水大気課 大気班	神戸市中央区下山手通 5-10-1 TEL 078-362-3285	
神戸県民センター 県民課	神戸市中央区中山手通 6-1-1 TEL 078-361-8629	神戸市
阪神北県民局 環境課	宝塚市旭町 2-4-15 TEL 0797-83-3146	尼崎市、西宮市、芦屋市、 伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
東播磨県民局 環境課	加古川市加古川町寺家町天神木97-1 TEL 079-421-9313	明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町
北播磨県民局 環境課	加東市社字西柿 1075-2 TEL 0795-42-9377	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、 多可町
西播磨県民局 環境課	赤穂郡上郡町光都 2-25 TEL 0791-58-2134	姫路市、神河町、福崎町、市川町、相生市、赤穂市、 たつの市、宍粟市、上郡町、佐用町、太子町
但馬県民局 環境課	豊岡市幸町 7-11 TEL 0796-26-3651	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
丹波県民局 環境課	丹波市柏原町柏原 688 TEL 0795-73-3774	篠山市、丹波市
淡路県民局 環境課	洲本市塩屋 2-4-5 TEL 0799-26-2072	洲本市、南あわじ市、淡路市